

平成30年6月25日

第6回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第6回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	平成30年6月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時14分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	岡島	敏雄	○		9	塩崎	博	○	
2	江森	正	○		10	山岸	和男	○	
3	坂本	君夫	○		11	田島	啓司	○	
4	野口	悦夫	○		12	野川	良翁	○	
5	関口	政司	○		13	小倉	和夫	○	
6	矢島	征雄	○		14	早川	初男	○	
7	遠井	勝	○		15	柳田	浩	○	
8	栗原	光夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主査 落合高雄				

開会 午後 1時30分

○次長（小川修一君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただ今から平成30年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会の御挨拶を野川職務代理からお願いします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

この前、群馬の農機具店から、残業や休日出勤を控えたいので、農機具の整備については、早めに相談してくださいという通知がありまして、できることは自分で整備すれば、農機具に係る経費を少しでも下げられるのかなと考えたところでございます。

それではですね、平成30年第6回加須市農業委員会をこれより開会いたします。よろしくをお願いいたします。

○次長（小川修一君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○次長（小川修一君） 続きまして、小倉会長から御挨拶をお願いします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本日は、梅雨の晴れ間というか、本当にいつもから比べると暑いかなって気がします。今までそんなに暑くなかったような気がしますので。本当にね、皆さん方には、大方田植えのほうはお済みだとは思いますが、体が一番疲れているかなというそういう時期でございます。

これから、稲の管理ということで、炎天下での仕事も当然あるわけですが、本当に前も言ったように、お体のほうは十分御自愛くださいまして、十分な休養をとっていただき、皆さん方には今後とも農業委員の活動にそれぞれ邁進していただきまして、加須市の農業の発展のために御尽力くださることを切にお願い申し上げ、簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。今日は、よろしく申し上げます。



◎出席委員数の報告

- 次長（小川修一君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員15名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、この総会が成立することを御報告いたします。
- それでは、議事の進行を議長にお願いいたします。



◎開会の宣告

- 会長（小倉和夫君） ただ今から平成30年第6回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎総会議事録署名委員の指名

- 会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

6番 矢島 征雄 委員

7番 遠井 勝 委員

両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

- 会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の22件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局（正能 光君） それでは、御説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

なお、譲受人は経営規模の拡大、譲渡人は経営規模の縮小のため、今回の申請となっております。

ります。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

19日ですか、私と関口農業委員と渡辺推進委員の3名で、朝9時と昼12時ごろ、行ったらいなくて、本人とは会えなかったんですけども、奥さんと会いまして。正直言って、後継者がいない、それで さんが体壊してですね、奥さんとも話し合っ、家族会議でそうやって決めたそうです。また、本人の了解も得られましたので、提出となったわけですけども、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することと決定いたします。

次に、2番から20番の北川辺地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。3条の2番から20番はですね、譲受人が同一法人で関連がございますので、一括にて御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、それぞれ必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農業経営拡大のため、譲渡人は経営規模の縮小のため、また、農業経営の効率化のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の

結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

6月18日の午後3時ごろ、石川推進委員と の さんにお会いしまして、お話を聞いてまいりました。現在は、北川辺地区で畑を借りてネギの栽培をしているところでございますけれども、このたび規模拡大を図るため、この土地を取得するというふうになったそうです。譲渡人の代表の方にも、お話を聞いたところ、場所も、群馬県境の土地なので、パイプラインも入っていないので井戸ですし、稲をつくっている人は井戸水で稲を栽培しているような状況です。それで、両者の意見が合ったということで、このたび、一括して に譲り渡すということで合意したそうです。

以上ですので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等がありましたらお聞かせください。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

ただ今の御説明、事務局、山岸さんの御説明の中で、ちょっと大きい面積を一括で購入しているんですけども、何か目的があるのでしたら教えてください。よろしくお願いたします。

○10番（山岸和男君） さんによりますと、今、ネギとニンニクを畑でやっているそうです。ネギのほうの手間がかからないので、それを拡大したいということで、ここの土地に、ネギの栽培をやりたいというふうな説明でございます。一応、現地を見たところ、稲が栽培されているところもありますし、休耕になっているところもあるんですけども、今年の秋、稲刈りが終わり次第譲り渡してもらって、来作からネギの栽培を計画しているそうです。

以上です。

○2番（江森 正君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかに御意見はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

まず、2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。



次に、13番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、14番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、15番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、16番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、17番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、18番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、19番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、20番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、21番、原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は健康上の問題で耕作できないため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はない

と思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきまして、6月15日、佐藤推進委員さんとともに現地にて、譲受人のさんからお話を伺ってまいりました。先ほど事務局から説明がありましたように、場所は譲受人の自作地に併設する土地であり、また、自宅のそばということで、効率的な作業ができるということをございまして、特に問題はないというふうに判断いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

21番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、22番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。本案件は、使用貸借による権利設定で、必要添付書類が整えられております。

貸し人は経営規模の縮小、借受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

借り人の経営状況から判断し、借受後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

6月22日に、私と塚田、鳥海両推進委員の3名で、譲受人宅をお伺いをしてお話を聞いてまいりました。譲渡人は義理の父だそうですから問題ないかと思いますが、聞いてみると、耕作がもうできなくなっているの、やらざるを得ないようなお話でした。さんという方はですね、国の農業の研修も受けて、大分農業に熱意もありまして、今後も大いに広げ

ていきたいと、そんな意欲を持っているような方でした。現地を見ても、十分に耕作できると思いますので、許可相当と判断をいたしましたので、御審議のほどよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

2 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。



#### ◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」の 2 件を議題といたします。

1 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の 7 ページ、土地利用計画図の 4 - 1 を御覧ください。

本案件は、申請者の所有地を貸駐車場に整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、申請地は第 2 種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（野口悦夫君） 4 番、野口です。

6 月 1 5 日、推進委員の野本さん、川島さんの 3 人で、申請者宅を訪ね、現地を見、話を聞いてまいりました。申請地につきましては、保育園が近くにあり、また、駅等も近いわけでございますけれども、今、事務局の説明のとおり、何ら問題なく、許可相当と判断してま

いりました。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図4-2を御覧ください。

本案件は、申請者の住宅敷地が建築基準法の接道の要件を満たしていないため、新たに進入路を設けるための敷地拡張で、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、申請地は第1種農地と判断されますが、農地法の不許可の例外で許可見込みがあるものであり、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

6月16日、高橋、細谷両推進委員さんとともに さん宅を訪ねて、お話を伺ってまいりました。話を聞いたところ、何か母屋を建て替えるのに当たり、接道の道が狭いということで4mに拡張するというごさございましたので、何ら問題はなしと、許可相当と判断してまいりました。皆さんの御審議をお願いいたします。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



**◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決**

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11件を議題といたします。

初めに、大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の9ページを御覧ください。

本案件は、地盤が低く、水が溜まり、耕作しづらいため、盛土をし水捌けを改善するための農地改良の申請となっております。農地改良に関する要綱等に従った必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、農地の改良後の耕作については小麦を作付することとなっております。また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり6月15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者は4人いるわけですが、そのうちの さんにつきましては、長期入院という形で家におりませんので、 さん宅を訪れですね、話を聞き、また、現地を見てまいりました。この現地につきましては、耕作放棄地等も一応あるわけですが、このことによって大分改善されるんじゃないかと思ひます。そういうことで、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりましたが、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図5-2を御覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、会社従業員の駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

地主の さん宅に伺って、話を聞いたんですけれども、 さんが事業拡大のためにということですが、工場も古いので少し改善したいということでした。現在の駐車場に工場を建てると駐車場がなくなるので、その駐車場の敷地として貸してくれということの申請でございますので、何ら問題ないかと思しますので、御審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図5-3を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するものでございます。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、設備のための接道もしくは進入路が確保されていないため、現時点では事業の確実性はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

6月17日、推進委員の佐久間さんと一緒に、さんとさん、譲渡人の話を聞いてきたんですけども、この物件について、先ほど事務局から説明があったとおり、この位置図ですね、接道がないので、何か事務局に話したら、工事期間中の接道については地主さんから許可をもらっているが、書類上のものがまだ整ってないと、また、その後の管理等々についてもどういうふうになっているのか、その辺のところも不明であるので、これはちょっと問題ありかなと、今後のことについても、まだこの会社からも何も説明がありませんので、問題ありかなというふうなことで判断してまいりました。よろしく御審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

確認させてください。

今の説明で、そうしますと、事業主さんのほうから、この問題点についての改善の計画と  
いうか、現在のところはないということですよ。

○次長（小川修一君） 確かに、搬入路、道路がないんですよ。その部分で、先ほど委員さんがおっしゃったとおり、事業主さん、施主さんの話では、搬入路をつくるための農地の部分なんですけど、まだその申請書類や計画が上がってきてない状況です。

○事務局（正能 光君） 今回の件ですけれども、現時点では事業の確実性がないということでございますので、農業委員会としては恐らく、皆さん不許可ということで考えていらっしゃると思います。不許可のまま加須市長のほうに進達をして、加須市長のほうでその書類が整い次第、接道が確保できたと、そういうことになれば許可ということになるかと思えます。ですから、農業委員会としては、不許可相当で加須市のほうに進達ということになるんじゃないかと思えます。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

こういう申請の受付の問題ではないんですかね。例えば、今の状態で、接道がないから不許可ということで済ませちゃっていいのかということ。というのは、受付の段階でね、これは確認できなかったのか。むしろこういう場合には不許可というのを出すこと自体がもう何かね、ちょっとおかしいような気がするんですよ。例えば、業者のほうに取下げを勧め

てみるのは、どうですか。

○次長（小川修一君） すみません。窓口でですね、そういった対応しているんですけども、相手方が申請書を取り下げの意思がないかぎり、明確な拒否というのは、法律もありまして、できないような状況でございます。

○事務局（正能 光君） 今までもそうなんですけれども、受付けをして、書類が整うまでの補正にかかる期間を設けています。通常ならば、委員会に諮る前に書類が整うことがほとんどですが、この案件については、書類の提出がなく、今に至ってしまったのです。

○7番（遠井 勝君） 言い方を変えればね、不許可でなく、いわゆる不備ということで返却できないのですか。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

経産省の許可もとっているということで、2種農地ということで、他の人もそうだと思うんですけども、太陽光発電施設は許可がとりやすいのかなと思います。接道から検討を始めて、ちゃんと書類が整った中で許可申請をすればよかったですでしょうが、地主さんの承諾がとれたのが、現時点では申請地だけだと思うんですよね。この総会までに接道部分の書類を整えると事務局から聞いていたんですけども、その書類がまだ出てないというのであれば、この時点では不許可相当でやむを得ないのかなというふうに私は思います。

○7番（遠井 勝君） 手続き上、じゃあ、さっき事務局で書類の提出を再三お願いしているが持ってこないということで、不許可で返しますよと。取下げという方法はとれないという見方ですか。

○次長（小川修一君） 現時点ではそうですね。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

私も遠井さんと同じ考え方です。

まずは、事務局として受付けをせざるを得ない、これは分かります。ただ、委員会までにその補正の手続きをしてもらって、委員会に判断をしていただくべきであって、それを中途半端な形でですね、議論をするのは難しかと、その事務処理のやり方を検討していただきたい。

○事務局（落合高雄君） 事務局の落合と申します。

先ほどから話題に上がっています窓口で申請書を拒否するというお話ですが、行政手続法という法律がございまして、こちらの法律で、市民や業者から提出された申請書については、許可なり、不許可なりの回答をしないと法律に違反することになってしまいます。

この案件につきましては、事務局も事業者のほうと連絡をとりながら、進捗状況の確認を



してまいりましたが、取下げについては指導ということですが、これはあくまで行政側からのお願いという形になります。相手方がそのお願いを聞かなかった場合、取下げをしなかった場合は、農業委員会も含めて行政側としては、必ず何かしらの回答をする義務がございます。このため、申請されたものにつきましては、どうしても制度上、窓口のほうで相手方が取下げに応じない場合は受けざるを得ないということなので、今回御審議いただくという形になりました。

なおですね、今後とも、当然、事務局のほうとしても、この状況で許可が出るかという、それは無理なことなので、取下げの行政指導を行いながら事務を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それとですね、保留の期間につきましては、農地法で申請書の提出があった日の翌日から40日間までは保留することができます。これはあくまで法定なんですけど、そのほかですね、標準処理期間として、5週間で処理をすることということになりますので、先ほどの法律の40日、それと処理期間の5週間、どちらのほうを鑑みても、次の総会までに保留というのは難しいので、やはりこの案件につきましては不許可相当ということで市長部局に進達いたしまして、引き続き取下げのお願いといった指導を行っていくという形なのかなと考えております。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） 案件に不備があるということで、今回は不許可相当を皆さんからいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御意見はないようですので、採決をいたします。

原案に不備があるということで、今回は不許可相当にすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、不許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図5-4を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、経済産業省の設備認定通知の写しも添付され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

これは、先ほどの3番の問題と同じ会社でありますけれども、5-4の12ページの位置図を見ますと、接道がちゃんと設置されてお

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図5-5を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

6月17日に武正委員と現地調査をしましたところ、譲渡人と譲受人は親戚同士でありまして、以前から売買についてお話があったようであります。現地はきれいになっております。何ら問題ないと考えます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図5-6を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

今月19日ですね、関口委員と渡辺推進委員の3人で現地調査に行っていました。せがれさんが子供ができるということで、実家の前に家をつくるということで、お父さんに許可いただいたということで申請をしたそうです。何ら問題はないかなというふうを考えておりますので、御審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図5-7を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

やはり19日に、関口委員と渡辺推進委員で3人で行ってまいりました。さんとは、ちょっと遠いので、なかなか行けなかったんですけども、ようやく電話で本人とつながりまして、これが19日なので、その次の日ですか、ようやく本人と電話で話し合っ、こちらへ住みたいということで申請をしましてということでお伺いしました。別に問題はないかなというふうに考えていますので、御審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図16ページ及び土地利用計画図5-8を

御覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、店舗敷地を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（栗原光夫君） 8番、栗原です。

16日に、推進委員の橋本さんと2人で現地調査、確認をしまして、この譲渡人のさんと行き会いお話をし、で店舗の建て替え、また、駐車場を広くするというので、先ほど事務局の説明どおり、我々もこの案件はやむを得ないと判断をいたしました。皆さん、よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図17ページ及び土地利用計画図5-9を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

6月20日に渡邊推進委員と同行訪問、本人に面談に行ったんですが、本人は一身上の都合で会うことができませんでした。夫人にお会いしまして、夫人は全くわからないので、  
にお伺いしましたところ、ここの物件については売買が委任されておまして、物件については、この辺は都市計画法第34条の11号の地域で、実際近隣では開発されています。本人の内容を確認したところ、やむを得ない事情がありまして、許可相当と判断いたしました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図18ページ及び土地利用計画図5-10を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自宅の進入路を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現地の状況及び一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

6月の22日ですね、塚田、鳥海両推進委員と3名で、  
さん宅に伺ってまいりました。話によると、まず進入路が今まで大変狭くって、軽自動車でも落ちそうなところだったと、7年ぐらい前から、ぜひ、農地ですけれども、少し譲ってくださいというお話をしていたら

しいんですが、それがかなわず、反対側のちょうど向かいになるんですが、細いところをです、住宅があるところ、そこを通過して入ってきたということでした。やっとな農地を譲ってもらえる状況になりまして、今回は、真つすぐ道路を拡張して4mの道路で自宅に入れるような計画となっております、使いやすくなるのかなと思いますので、許可相当と判断をいたしましたところでは。皆さんの御審議のほどよろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の19ページを御覧ください。

本案件は、水捌けの良い耕作しやすい畑にするための農地改良申請となっており、農地改良に関する要綱等に従った必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農振農用地と判断されますが、農地の改良工事後の耕作については、じゃがいも、ホウレンソウなどの野菜を作付することとなっております。

また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われまゝ。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

同じく22日にですね、塚田推進委員と2名で、現地と、それから聞取りをしてまいりました。聞取りは、大変に人数多いんですけども、さんが状況に詳しいと思ひまして訪問し、確認をいたしました。この辺は昔から埋立てが周りにあつちこつちあつたんですけども、周辺が高いために、どうしてもここは低いと。また、特に地盤沈下がちよつと多くてですね、低くなつてるところなので水捌けが悪いと、そんな状況であると思ひますので、皆さんの御審議をよろしくお願ひをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)についてでございますが、今回、御審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分1筆、面積1,366㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただ今事務局より説明がありましたが、本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



---

◇

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決**

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたしますが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸付けが適当であるか、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今事務局より説明がありましたが、本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

（ 委員入室）

---

◇

**◎報告事項**

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から6号について御説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございます。相続に伴う権利移動の届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」でございますが、市街化区域内の農地転用届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出25件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出17件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案については全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しします。

○次長（小川修一君） 小倉会長さんには長時間にわたり議事の進行、ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○次長（小川修一君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会の御挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 今日はですね、なかなか本当に難しい案件も出てきた感じがしまして、これからは、いろいろと難しい問題も農地ででてくるのかなと感じました。

これをもちまして平成30年第6回加須市農業委員会を閉会といたします。

閉会 午後 3時14分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年6月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 矢 島 征 雄

署名委員 遠 井 勝